

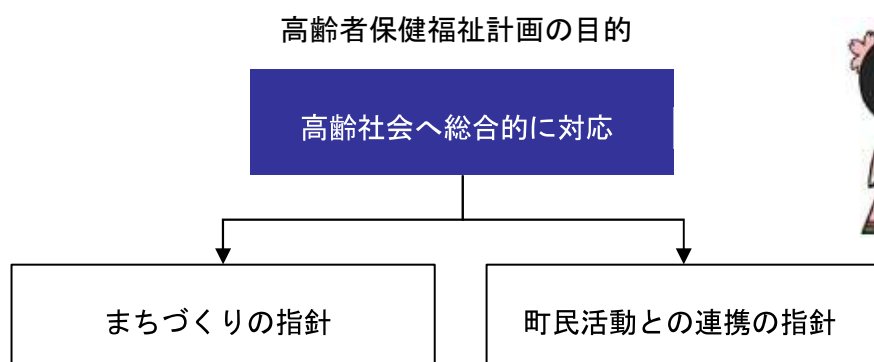
小野町高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画 概要版 【令和3年度～令和5年度】



計画の趣旨

「高齢者保健福祉計画」は老人福祉法第20条の8にもとづき策定される行政計画です。本計画は、高齢社会に総合的に対応するまちづくりや町民活動との連携の指針となります。また「介護保険事業計画」は介護保険法第117条第1項にもとづき策定される介護保険の運営計画で今回は第8期となり、「高齢者保健福祉計画」と一体的に策定しています。

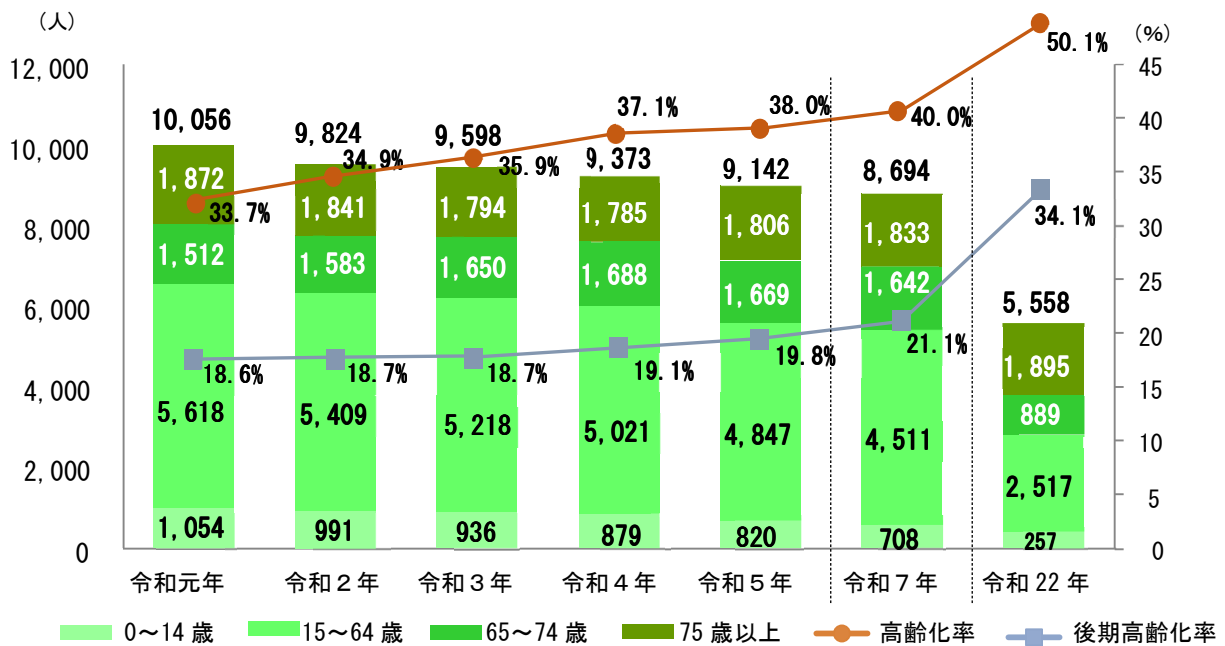
なお、計画の策定に当たっては、国の指針、第九次福島県高齢者福祉計画・第八次福島県介護保険事業支援計画や『未来へ おのまち総合計画』等との整合を図っています。



高齢化の現状

令和5年度の本町の人口は令和2年度に比べ6.9%減少し9,142人になる見通しです。一方、高齢者人口は1.5%増加し3,475人となり、高齢化率は38.0%に上昇する見通しです。また、令和7年度の本町の人口は令和2年度に比べ11.5%減少し8,694人になる見通しです。一方、高齢者人口は1.5%増加し3,475人となり、高齢化率は40.0%に上昇する見通しです。

今後の人口と高齢化の見通し



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

計画の基本理念

健康で自分らしく暮らせるまち

【目指す高齢者の姿】

高齢社会に対応した介護・保健福祉・生きがいつくりなどの各種取組を計画的に進めることで、高齢者を含めたすべての町民が個人の尊厳を保持しながら、住み慣れた地域で心身ともに健やかに暮らすまちづくりを行います。

基本計画

1 健康寿命の延伸	高齢者が生涯にわたって、健康を維持し、生き生きとした生活を営むことができるよう、定期的な運動やバランスの良い食生活など、望ましい生活習慣づくりに向けた取組を推進し、要支援・要介護状態となることの防止に努めます。また、認知症により判断能力が不十分となり、財産管理や契約等の手続きに支援が必要な方のための成年後見制度の整備を推進します。
2 いきいき社会の形成	高齢者が地域の中で活躍できるよう、就業機会の提供やボランティアなど社会貢献機会の提供を行います。また、認知症が疑われる人や認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、適切な医療・介護保険サービス等に速やかにつなぐ取組を推進します。
3 暮らしに安心・安全の確保	介護保険サービス以外の多様な福祉サービスが利用できるよう、サービス提供基盤の整備を進めます。また、近年頻繁に発生している災害や新型コロナウイルス等の感染症に係る体制の整備を推進します。
4 介護予防と地域包括ケアの推進	地域包括支援センターを中心に、高齢者のさまざまな相談に対応するとともに、介護予防の取組や、介護予防ケアマネジメント、介護支援相談員の支援のための事業を充実します。また、町、地域包括支援センター及び医療機関、社会福祉協議会、介護サービス事業所等が連携し、地域包括ケアシステムの整備を推進します。
5 介護保険事業の適切な運営	介護保険や福祉サービスなどの情報提供・相談体制を充実します。また、団塊の世代が75歳を迎える令和7年、さらには団塊の世代の子が65歳に達し始める令和22年を見据えて、介護者のニーズに合った居宅・施設・地域密着型介護サービスの提供体制の確保を図るとともに、介護人材の育成・確保や介護サービスのさらなる質の向上に努めます。

第8期計画の施策体系

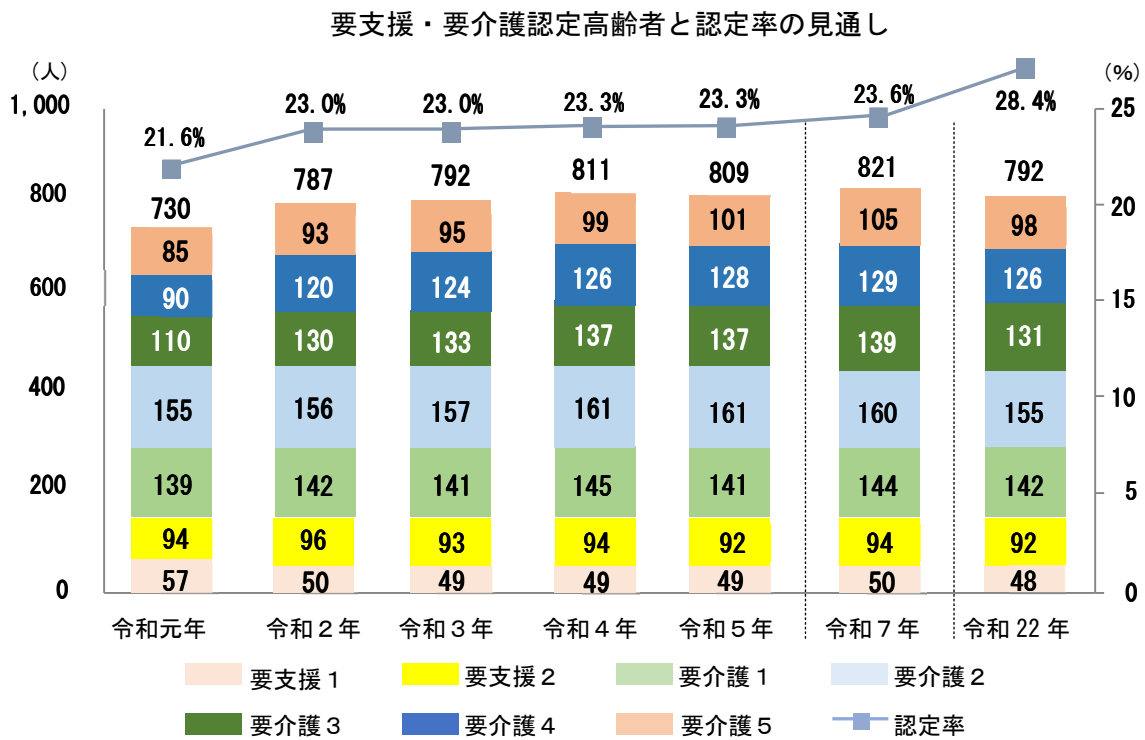
健康で自分らしく暮らせるまち

基本目標	基本方針	重点施策
基本目標1 健康寿命の延伸	1 元気づくりの促進	(1) 疾病の早期発見・治療の促進 (2) 疾病予防と健康づくりの促進
	2 地域医療の強化	(1) 地域医療の充実
基本目標2 いきいき社会の形成	1 高齢者の活躍機会の拡大	(1) 就労機会の拡大 (2) 社会貢献機会の拡大
	2 笑顔あふれるまちづくり	(1) 交流機会の拡充 (2) 生涯学習活動の振興
	3 認知症施策の促進	(1) 認知症早期支援の促進 (2) 地域での支援 (3) 認知症に携わる多職種連携
基本目標3 暮らしに安心・安全の確保	1 安心・安全な地域社会の形成	(1) 安心ネットワークの形成
	2 生活支援の充実	(1) 生活基盤の確保 (2) 交通利便性の向上 (3) 福祉サービスの充実
	3 災害や感染症対策に係る体制整備	(1) 地域防災体制の強化 (2) 感染症対策
4 支え合いへの理解促進	(1) 権利擁護の推進 (2) 消費者被害の防止	
基本目標4 介護予防と地域包括ケアの推進	1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	(1) 介護予防・生活支援サービスの実施 (2) 一般介護予防事業の実施
	2 包括的支援事業・任意事業の充実	(1) 包括的支援事業の実施 (2) 任意事業の実施
基本目標5 介護保険事業の適切な運営	1 地域マネジメントの推進	(1) 自立支援・重度化予防に向けた取組 (2) 介護給付適正化事業の確実な実施
	2 要支援・要介護認定者の見通し	(1) 要介護認定者と認定率の見通し (2) 要介護認定者の介護度分布の見通し
3 サービス利用の見通し	(1) サービス利用者の見通し (2) サービス利用額の見通し	
4 給付費と保険料の見通し	(1) 保険料算定の条件 (2) 給付費の見通し (3) 第8期保険料の見通し	

要支援・要介護認定者の見通し

令和2年10月の要支援・要介護認定高齢者は787人、認定率は23.0%です。

今後は、高齢化率は上昇し続ける見通しですが、認定率はほぼ横ばいに推移し令和5年度の認定率は23.3%と若干上がる見通しです。



資料：住民基本台帳、介護保険事業状況報告

施設・居住系と在宅別サービス利用動向と今後の見通し

			実績			計画				
			H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
施設・ 居住サ ービス	施設	介護老人福祉施設	62	66	55	55	55	55	60	57
		介護老人保健施設	43	36	25	30	30	30	27	25
		介護療養型医療施設	3	3	0	0	0	0	—	—
	地域 密着型	認知症対応型共同生活介護	37	38	45	53	71	71	71	71
		老人福祉施設入所者生活介護	27	32	53	58	58	58	62	59
	居住	特定施設入居者生活介護	5	6	7	10	10	10	10	10
	合 計			177	181	185	206	224	224	230
在宅サービス受給者			523	559	614	598	599	597	603	575
在宅サ ービス	居宅	訪問介護	78	76	82	82	84	81	81	78
		訪問入浴介護	4	5	3	3	3	3	3	3
		訪問看護	67	59	54	54	56	55	54	51
		居宅療養管理指導	20	15	22	21	22	22	22	20
		通所介護	220	216	205	205	210	204	202	193
		通所リハビリテーション	55	54	47	46	46	46	46	45
		短期入所生活介護	64	65	59	49	39	39	39	37
		短期入所療養介護（老健）	2	2	3	3	3	3	3	3
		福祉用具貸与	175	182	188	185	190	185	183	174
		特定福祉用具購入費	4	4	4	4	4	4	4	4
		住宅改修費	2	3	2	3	3	3	3	3
		介護予防支援・居宅介護支援	333	339	329	329	335	327	327	311
	地域 密着型	認知症対応型通所介護	14	14	15	15	15	15	15	15
		小規模多機能型居宅介護	24	25	28	36	41	47	47	46

※人数は1月当たりの利用者数

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム

サービス給付費の見通し

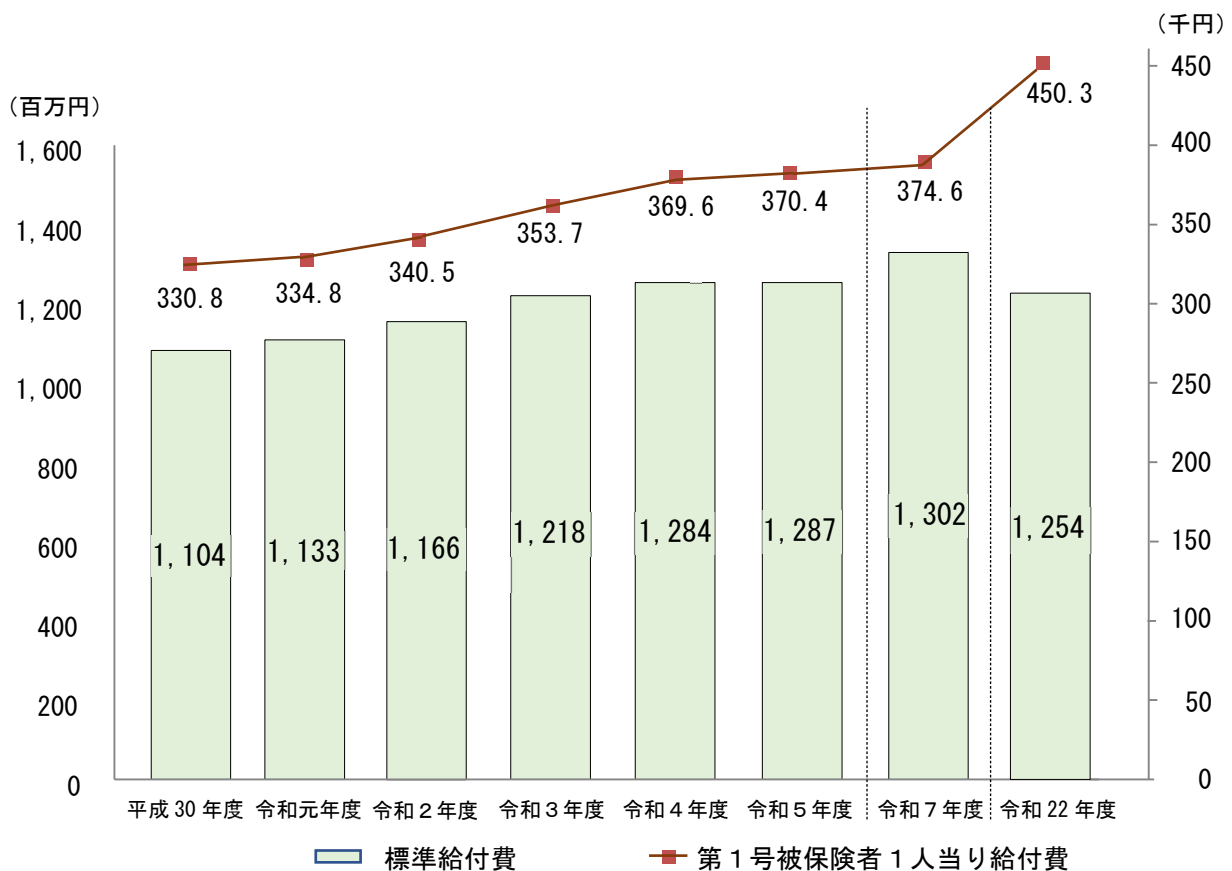
保険料の設定に関する介護保険法や政令の改正

○第1号被保険者の介護保険料の負担割合（8期＝23%）

令和2年度の施設・居住系サービス給付費と在宅サービス給付費を合わせた介護サービス等給付費（標準給付費）は、平成30年度に比べ5.6%増加し約11億7千万円、第1号被保険者1人当りでは約33万円から約34万円に拡大する見込みです。

今後も、サービス利用者の増加に伴い介護サービス等給付費（標準給付費）が拡大し、令和5年度では平成30年度に比べ16.6%増の約12億9千万円、第1号被保険者1人当りでは約37万円になる見通しです。

介護サービス等の給付費の見通し



資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム

第8期保険料の見通し

第8期の介護保険料基準月額については、町の高齢者数や要介護（支援）認定者数及び介護サービスの利用量などを推計した結果、令和3年度からの3年間については、据え置くこととし、第7期に引き続き、6,600円となります。

所得段階別9段階の基準月額保険料は以下の通りです。

所得段階別保険料

段階	対象者	基準所得等 金額	基準額に 対する割合	保険料 年額
第1段階	生保・老齢福祉 年金受給税 住民税世帯 非課税世帯	80万円以下	×0.30	23,700円
第2段階	住民税世帯 非課税世帯	120万円以下	×0.50	39,600円
第3段階	住民税世帯 非課税世帯	120万円超	×0.70	55,400円
第4段階	住民税課税世帯で 本人非課税	80万円以下	×0.90	71,300円
第5段階	住民税課税世帯で 本人非課税	80万円超	×1.00	79,200円
第6段階	住民税 本人課税	120万円未満	×1.20	95,100円
第7段階	住民税 本人課税	210万円未満	×1.30	103,000円
第8段階	住民税 本人課税	320万円未満	×1.50	118,800円
第9段階	住民税 本人課税	320万円以上	×1.70	134,700円

※第1段階から第3段階については、国の「第1号保険料軽減強化」対策により保険料率が軽減されています。

発行 令和3年3月
小野町健康福祉課
〒963-3492
福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92
TEL：0247-72-6934